

自動車騒音常時監視実施計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視を適切に行うため「自動車騒音常時監視実施計画検討委員会」(以下、委員会)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 自動車騒音常時監視実施計画策定に向けた指導・助言。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所、及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境局環境政策部環境保全課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月30日から施行する。

自動車騒音常時監視実施計画検討委員会名簿

	氏名	役職等
学識経験者	藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
関係行政機関	池田 稔浩	国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所計画課長
	猿渡 耕二	福岡北九州高速道路公社企画部企画課長
市	久保 祥三	福岡市環境局環境政策部環境保全課長
	名古屋 泰之	福岡市道路下水道局計画部道路計画課長